

## 第28回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成25年10月25日(金) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 12名

1番 白 川 英 之

2番 永 洞 忠 志

3番 梅 原 順 一

4番 小 田 原 憲 一

5番 熊 谷 唯 志

6番 小 椋 守

7番 穴 吹 栄

8番 百 々 英 夫

10番 白 川 俊 明

11番 片 島 道 夫

12番 押 切 裕 子

13番 鈴 木 誠

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 山 正 教

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 議案第1号 土地の現況証明願について

日程第 7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 8 議案第3号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について

日程第 9 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について

日程第10 報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について

日程第11 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第28回総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。

よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本総会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

議長

おはようございます。

天気の悪い日が続いておりますけれども、今年は非常に雨が多い年だなという感じがしております。今日もまた、台風27号により九州、四国方面では観測史上初の大雨というようなニュースも流れております。また、先日の伊豆大島での大被害についても、心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

さて、ようやく臨時国会が開会されまして、経済対策並びにTPP問題等について活発な議論が展開されているようですけれども、先般13日に「TPPって何？TPPを知ろう！学習講演会」が釧路町で開催されまして、北大の東山寛先生が講演されるということで、小椋委員と一緒に行ってまいりました。

安倍政権は年内妥結を目指して一生懸命やっているようですけれども、我々が当初から懸念してきた問題は依然払拭されておらず、聖域とされていた重要5品目も危ないというような情報がニュース等で流されております。

重要5品目と言えいいのか、重要5項目と言えいいのか、新しい言葉が出てきておまして、タリフラインと言われる586品目の検証を再度されるというような情報もあり、東山先生のお話ですと、北海道には多大な影響がある交渉事だと、12カ国の協議でありながら、実質的にはアメリカと日本で70%以上ものシェアを占める貿易になるので、アメリカと日本のFTA交渉と言っても過言ではないという言い方をされておりました。

御案内のように、韓国とアメリカのFTAで韓国の農業は大変な影響を受けているわけですから、そういった例を見ますと、この交渉が成立したときには、やはり我々北海道にとっても大きな影響があるということは避けられないことではないのかなという気がしております。

詳細は承知しておりませんが、先日、浜中農協にニュージーランドの貿易相がいらして、組合長と対談されたということが新聞で報道されておりました。彼らのお話では、日本に投資をしたいということですが、言ってみれば日本の乳牛メーカーを吸収したいという意図があるのではないかと、このようなことも東山先生はおっしゃっておりました。

我々が果たすべきことは、今までのこういった反対運動をもっと広げていって、オール北海道としてこの輪を広げていく必要があるというようなことをおっしゃっておりました。今後とも常にそういった意識を持ちながら、我々も積極的に反対して、この交渉に常に注視をしていく必要があるということを感じながら講演を聞いてきたところであります。

事務局からも酒井係長が参加しておりましたから、そんなことも29日からの

視察の中でそれぞれ話題にしてはどうかという思いもしております。そういった感想を述べながら、開会の御挨拶に代えさせていただきたいと思います。

それでは、早速議事に入っていきたいと思いますので、慎重審議の程、よろしくをお願いいたします。

日程第3 議事録署名委員の指名を議題とします。

本日の議事録署名委員は、議長において、8番百々委員、10番白川俊明委員を指名いたします。

次に、日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日といたします。

日程第5 会務報告を議題とします。事務局より報告いたします。

事 務 局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より会務報告の説明が終わりました。

議案関係以外で質疑があれば、これを受けます。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑がないようなので、これで、会務報告を終わります。

次に日程第6 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案理由の説明を事務局より申し上げます。

事 務 局 長

議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、北海道農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず農業委員会の審議に付した後に発行することとされています。

本案につきましては1件の願い出であります。浜農委25-20号の願い出人は、姉別2丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は姉別南〇〇番ほか〇筆、合

計面積〇万〇,〇〇〇㎡で、申請地は現在原野化しており、この土地を地目変更登記に伴う現況地目の確認を行おうとするものであります。現地調査につきましては、10月21日に実施し、確認をしております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局から提案理由の説明が終わりました。  
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足説明があれば、これを受けます。

各調査委員 (特になしの声)

議長 特にないようなので、これから、質疑を行います。質疑ありませんか

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に日程第7 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案理由の説明を事務局より申し上げます。

事務局長 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借による権利、若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないとされております。

本案は4件の届け出で、経営移譲年金受給による使用貸借権の期間満了に伴う権利の再設定3件と、後継者に経営を移譲することによる農地の使用貸借1件で

あります。

整理番号1につきましては、茶内西13線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、〇〇万〇〇〇㎡に係るもので、後継者である同住所の〇〇〇〇氏へ農用地を使用貸借しようとするものであります。

整理番号2につきましては、茶内西17線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、〇〇万〇〇〇㎡に係るもので、後継者である同住所の〇〇〇〇氏へ農用地を使用貸借しようとするものであります。

整理番号3につきましては、茶内東1線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、後継者である同住所の〇〇〇〇氏へ農用地を使用貸借しようとするものであります。

整理番号4につきましては、西円朱別西16線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、後継者である同住所の〇〇〇〇氏へ農用地を使用貸借しようとするものであります。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、それぞれの地区担当委員より補足説明を受けます。  
整理番号1と2について、7番穴吹委員をお願いします。

穴吹委員

(補足説明あるも省略)

議長

次に、整理番号3の補足説明をお願いします。  
11番片島委員。

片島委員

(補足説明あるも省略)

議長

次に、整理番号4の補足説明をお願いします。  
6番小椋委員。

小椋委員

(補足説明あるも省略)

議長

担当地区の委員より補足説明が終わりました。  
これから、整理番号順に質疑を行います。

整理番号1について、質疑ございませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号3の質疑を行います。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号4の質疑を行います。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。  
整理番号1について、本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号3を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号4を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に日程第8 議案第3号農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事 務 局 長

議案第3号農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項では、農業委員会は、農用地の所有者から利用権の設定等について、あっせんを受けたい旨の申出があった場合には、認定農業者等に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとするとしております。

本案は2件の申出であります。整理番号1は、釧路市文苑4丁目〇〇番〇〇号、〇〇〇〇氏より、本人所有の茶内西3線〇〇番ほか〇〇筆、〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡について、売買による所有権移転の申出があったものであります。

整理番号2は、姉別2丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏より、本人所有の姉別南5線〇〇〇番ほか〇筆、〇〇万〇、〇〇〇㎡について、売買による所有権移転の申出があったものであります。

つきましては、以上の調整に係る調整委員の御指名について御提案申し上げますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
お諮りします。  
本案の調整委員につきましては、恒例により議長からの指名ということでよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようなので、議長より指名することといたします。

整理番号1の調整委員につきましては、農地部会にお願いしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1の調整委員は、農地部会に決定いたしました。

次に、整理番号2の調整委員ですが、こちらも農地部会にお願いしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2の調整委員は、農地部会に決定いたしました。

次に日程第9 議案第4号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議  
についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事 務 局 長 議案第4号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の  
理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第13条の2第1項では、農用地の所有者から農業委員  
会に所有権移転の申出があり、当該農用地を含む周辺地域における農用地の保  
有並びに利用の状況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営  
を営む者に対する農用地の集積を図るため、農地保有合理化法人又は農地利用集  
積円滑化団体による買入が特に必要であると農業委員会が認めるときは、市町村  
長に対し、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が買入を行う旨の通  
知をするよう要請ができるとされています。

本案につきましては2件の買入協議であります。整理番号1は、円朱別西8  
線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地に係るもので、本年7月1日付けで所有権移転  
の申出があったものであります。調整委員を農地部会に決定し、部会で調整し  
た結果、〇〇〇〇〇〇〇〇による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農  
用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものであります。

整理番号2は、阿寒郡鶴居村字幌路原野南5線〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇氏所  
有地に係るもので、本年8月14日付けで所有権移転の申出があったものであり  
ますが、調整委員を農地部会に決定し、部会で調整した結果、〇〇〇〇〇〇〇〇  
による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請  
書を提出しようとするものであります。

以上、本案に関する提案理由の説明を申し上げますが、詳細につきましては

農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局から提案理由の説明が終わりました。  
これから、整理番号順に質疑を行います。  
整理番号1の質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。  
整理番号1について、本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、整理番号2を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案のとおり可決いたしました。

日程第10 報告第1号農地法第18条の規定による合意解約についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事務局長 報告第1号農地法第18条の規定による合意解約について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項及び第2項では、農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による解約が、農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでないと規定されております。

また、その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならないという規定が同条第6項で謳われております。

本案は以上の規定に該当するものでありますが、整理番号1は、姉別2丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏を貸主、姉別南6線〇〇番地、〇〇〇〇氏を借主とする農用地賃貸借契約の合意解約に係るもので、〇〇氏が利用権の設定によるあっせんの申出を行うにあたり、〇〇氏との賃貸借契約を解除するもので、契約期間は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により本年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われていたものであります。

次に、整理番号2は、同じく〇〇〇〇氏を貸主、姉別南〇〇〇番地、〇〇〇〇氏を借主とする農用地賃貸借契約の合意解約に係るもので、整理番号1と同様に、〇〇氏が利用権の設定によるあっせんの申出を行うにあたり、〇〇氏との賃貸借契約を解除するもので、契約期間は、平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により本年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われていたものであります。

以上、本案について御報告申し上げましたので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、整理番号順に質疑を行います。  
整理番号1の質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。

整理番号1について、本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

次に日程第11 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案いたします。

事 務 局 長 次回総会日程については、11月28日、木曜日を提案いたします。

事務局より提案がありましたが、11月28日、木曜日、午前10時からということではいかがでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程につきましては、11月28日、木曜日ということで決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

これで、第28回浜中町農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午前10時52分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 鈴木 誠

浜中町農業委員会 8番 百々 英夫

浜中町農業委員会 10番 白川 俊明

## 農地法第3条調査書

調査日：平成25年10月18日

第28回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号1 (使用貸借)

譲受人	〇〇〇〇	譲渡人	〇〇〇〇	作成者	農地係 中山正教
調査員	穴吹委員				
	判断の理由			該当	
第2項第1号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、後継者である譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局2名が現地状況等を確認した。			しない	

## 農地法第3条調査書

調査日：平成25年10月18日

第28回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号2 (使用貸借)

譲受人	〇 〇 〇 〇	譲渡人	〇 〇 〇 〇	作成者	農地係 中山正教
調査員	穴吹委員				
	判 断 の 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>申請地は、後継者である譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p>				しない

## 農地法第3条調査書

調査日：平成25年10月18日

第28回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号3 (使用貸借)

譲受人	〇 〇 〇 〇	譲渡人	〇 〇 〇 〇	作成者	農地係 中山正教
調査員	片島委員				
	判 断 の 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、後継者である譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局2名が現地状況等を確認した。			しない	

## 農地法第3条調査書

調査日：平成25年10月18日

第28回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号4 (使用貸借)

譲受人	〇 〇 〇 〇	譲渡人	〇 〇 〇 〇	作成者	農地係 中山正教
調査員	小 椋 委 員				
	判 断 の 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、後継者である譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局2名が現地状況等を確認した。				しない